

8 調査（第8号）

国際金融等業務に必要な調査を行うこと。

海外経済協力業務（ODA 業務、第23条第2項各号）

1 円借款（第1号）

開発途上地域の外国政府等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

2 海外投融資（第2号）

我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けること等。

3 調査（第3号）

海外経済協力業務に必要な調査を行うこと。

業務に関する原則

業務に関する原則については、目的規定において、「一般の金融機関と競争しないことを旨（第1条）」としている。又、更に、法人全体の業務に共通する原則として、民業の補完・奨励、民業との競争禁止等の原則を規定するとともに、非 ODA 業務に固有の原則として、融資に対する償還（出資の場合、配当支払を可能とする利益の発生）の現実性の原則、収支相償の原則を規定し、ODA 業務に固有の原則として、開発事業等にかかる計画の内容が適切、かつ、達成の見込みがあることを規定している（第25条第1号～第5号）。

5. 勘 定 区 分

国際協力銀行においては、両法人を統合する旨の平成7年3月の閣議決定において、ODA と非 ODA との勘定区分の明確化を図る事が要請されており、これに基づき、

輸銀業務を引継ぐ国際金融等勘定（非 ODA ）

基金業務を引継ぐ海外経済協力勘定（ODA ）

を区分経理するとともに、原資の受入会計は両法人の体系を引継ぎ、

国際金融等勘定は産業投資特別会計からの出資

海外経済協力勘定は一般会計からの出資

を引継ぐものとしている。この勘定区分については、我が国の輸出入及び投資等を通じた企業の海外進出促進等のために準商業ベースでの資金供給を行う非 ODA の資金と、開発途上地域の開発援助のための資金供給として民間よりも貸付条件が譲許的である ODA 資金では資金の性格が異なるため、輸出振興につながるような非 ODA 業務の対象となる案件について ODA の資金を流用しているという疑念を国際経済社会において惹起しないためにも、勘定を区分して資金使途を明確にしていける旨が閣議決定されており、これが法的にも措置されている（法第41条）。

6. 最近の業務概況

平成14年度の国際金融等勘定の出融資及び保証承諾額は、融資承諾1兆598億円、保証承諾3,335億円、総額1兆3,934億円となった。また、出融資実績（実行額）は輸出金融1,213億円、輸入金融1,115億円、投資金融6,441億円及びアントイドローン2,720億円、総額11,489億円となった。

平成14年度の海外経済協力勘定の融資承諾額は、円借款5,531億円、海外投融資5億円、総額5,536億円となった。また、投融資実績（実行額）は、円借款5,959億円、海外投融資7億円、総額5,966億円となっている。

7. 資金調達の現況

平成14年度の国際金融等勘定の出融資所要金11,489億円の原資には、政府からの借入金2,200億円のほか、債券の発行による2,610億円ならびに回収金等によるその他の自己資金6,679億円が充てられている。

海外経済協力勘定の投融資業務に充てられる財源は、平成14年度実績で、政府からの出資金2,191億円、政府からの借入金4,340億円、自己資金等565億円となっている。

2. 日本政策投資銀行

1. 設立の経緯

日本政策投資銀行は、平成9年9月24日閣議決定に基づき、日本開発銀行と北海道東北開発公庫を統合し、平成11年10月1日設立したものである。

なお、日本政策投資銀行法は、平成11年6月11日法律第73号として公布された。

日本政策投資銀行の目的の要は、経済社会の活力の向上

及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、長期資金の供給等を行うこと等により、我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることである。

2. 機 構

日本政策投資銀行は、本店に28部4室のほか、北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州の10支店及び国内8事務所、海外6事務所を置いている（平成15

年3月末日現在)。

役員は、総裁1名、副総裁2名、理事12名以内、監事2名以内からなる。総裁及び監事は財務大臣が任命、副総裁は財務大臣の認可を受けて総裁が任命、理事は総裁が任命する(法第10条)。15年度予算上の定員は、役員13名、職員1,370名である。

3. 業務の概要

日本政策投資銀行は、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の業務を承継しており、設備の取得等に必要な資金及びこれに関連する資金を供給すること(貸付け、保証、社債の取得及び債権の譲受けによるものとする。)を中心的な業務としている。

さらに、日本政策投資銀行においては、近年の経済のソフト化等経済構造の変化に適切に対応し、従来のような設備の取得等を伴うことなく行われる政策的に望ましい事業の遂行を支援するため、財務大臣が定める場合に限り、必要な資金を供給することとしている。

また、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫が行ってきた出資業務についても、引き続き、日本政策投資銀行においても行うこととしている。

さらに、両機関の統合に際し、地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務が移管される。

日本政策投資銀行は、その官業としての位置づけを踏まえ、その活動は、あくまでも民間金融の補完的地位にとどまるべ

きものである。

そこで、日本政策投資銀行の業務の条件として、民間金融機関との競争を禁止するとともに、民間金融機関等の資金供給のみによっては、事業の遂行が困難な場合に限り資金供給を行うこととしている。

日本政策投資銀行法においては、その業務の政策性の方向づけ及び民業補完、業務の合理化を担保するために、以下のような枠組みが定められている。

「中期政策方針」

主務大臣は、日本政策投資銀行が寄与すべき「我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項」を記載した3年間の「中期政策方針」を作成し、日本政策投資銀行は、当該方針に従い業務を行う。

「投融資指針」

中期政策方針に記載された事項を実施するために、日本政策投資銀行は、貸付け等に係る各事業年度の指針(「投融資指針」)を作成する。投融資指針は、貸付け等の前提となる政策目的、対象事業などを記載するものであり、透明性の向上の観点から、これを公表することとしている。

「運営評議会」

日本政策投資銀行に、外部有識者から構成される運営評議会を設け、そこで中期政策方針の実施状況を検討することとし、その検討結果については、透明性の向上の観点から、公表されることとしている。

3. 国民生活金融公庫

1. 設立の経緯及び沿革

国民生活金融公庫は、平成11年10月1日に国民金融公庫(昭和24年6月設立)と環境衛生金融公庫(昭和42年9月設立)の統合により、それぞれの既存の業務を承継し、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与する機関として発足した。

特殊法人の整理合理化の趣旨に基づく政府関係金融機関の統合の一環として、第145回国会において、両公庫の統合を盛り込んだ「国民金融公庫法の一部を改正する法律」が平成11年5月21日に成立(同年5月28日公布、10月1日施行)したことを受けての発足であった。

統合対象となった国民金融公庫、環境衛生金融公庫それぞれの沿革は以下のとおりである。

(1) 国民金融公庫の沿革

昭和24年6月～31年3月

国民金融公庫は、広く国民大衆に小口の事業資金を融資する政府関係金融機関として昭和24年6月1日に設立された。当初は、庶民金融を担う唯一の公的機関として、自ら事業を営み生活の再建を図ろうとする国民の切実な資金需要にこたえることが期待され、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うこと」が、その目的とされた。

なお、庶民金庫は、庶民階層における金融の円滑化を図ることを目的として昭和13年7月1日に設立され、終戦当時の業務内容は、庶民を対象とした小口貸付業務と対金融機関業務の二つを中心として多岐にわたっていた。また、恩給金庫は、恩給受給者に金融の道を開き、生活の安定を図ることを目的として昭和13年6月25日に設立され、主な業務は、退職公務員、旧軍人やその遺族を対象とした恩給受給権を担保とする融資業務であった。これら両公庫は昭和24年6月1日